

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和5年8月16日（水） 13：00～14：25
開催場所	寒川町民センター1階 展示室1
出席者名、 欠席者名及び 傍聴者数	<p>出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員：大西委員、山根委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、露木委員、田代委員、井地委員、浅野委員、飛驒委員、榎本委員、鈴木委員、中野委員、内藤委員、小松委員、佐藤委員、守村委員</li> <li>・オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】佐藤氏</li> <li>・事務局：【町】三橋健康福祉部長、中澤課長、藤井副主幹、袴田副主幹、本橋技師、喜々津主幹 【さむかわ基幹相談支援センター】田中、久保</li> <li>・傍聴者：2名</li> <li>・その他：松井氏（湘南東部圏域自立支援協議会代表） 実習生5名（社会福祉協議会、生活相談室すまいる）</li> </ul> <p>欠席者 長谷川委員、城戸委員、金子委員</p>
議 題	<p><u>1. 開会</u></p> <p><u>2. 議題</u></p> <p>(1) 議事録承認委員について【名簿】</p> <p>(2) 寒川町障がい者福祉計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度～令和4年度進捗管理シートについて【資料1】</li> <li>・第6次障がい者計画・第7期寒川町障がい福祉計画・第3期寒川町障がい児福祉計画の策定について【資料2】</li> <li>・第6次障がい者計画の施策の体系案について【資料3】</li> <li>・寒川町障がい者福祉計画策定に係る統計資料（速報値）【資料4】</li> <li>・福祉団体等より寄せられたご意見と課題の整理について【資料5】</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町障がい者等のためのSOSネットワーク事業について【資料6】</li> </ul> <p><u>3. 閉会</u></p>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録承認委員について 守村妙子委員 大西洋子委員に決定</li> </ul>

議事の経過	<p><u>1 開会</u></p> <p>事務局：令和5年度第2回寒川町地域自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本協議会には当事者の方も参加されておりますのでご発言の際には、挙手にて発言者の所属とお名前を仰っていただきますよう、よろしくご協力お願いいたします。それでは、次第に従いまして進めていきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p><u>2 議題</u></p> <p>会 長：それでは、議事を始める前に、資料の確認と本協議会の出欠の報告をお願いいたします。</p> <p>事務局：資料の確認及び出欠報告、その他の報告を行った。</p> <p>会 長：ありがとうございます。委員総数20人中3人の欠席でありますので、寒川町地域自立支援協議会設置要領の第6条のとおり、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、協議会をすすめてまいります。</p> <p>次に本協議会の傍聴希望の有無について報告をお願いします。</p> <p>事務局：本日傍聴希望者が2名いらっしゃいます。</p> <p>会 長：傍聴希望者が2名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様、傍聴希望者に入室していただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（委員一同異議なし）傍聴者入室。</p> <p>（1）議事録承認委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今協議会の議事録承認委員は、守村委員、大西委員で承認された。</li> </ul> <p>（2）寒川町障がい者福祉計画について</p> <p>事務局：令和3年度～令和4年度進捗管理シートについての説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。</p> <p>第1回会議の中で、委員の皆さんに令和3・4年の2年間の外部評価の部分の記入をお願いしています。こちらで取りまとめて、数の多かった評価を入れたうえで、評価理由については多かった意見を載せています。令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組みということで、評価に応じて今後どのような取り組みをするのかについて書かせていただきました。</p> <p>1-1-①、左上にある、基本目標1、施策分野1、具体の施策①広報・啓発活動の推進となります。</p> <p>内部評価は概ね順調となっています。外部評価も概ね順調です。評価の内容は、「リーフレットを作成し、全戸配布するなど障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発活動を行うことができたと思う。地域の医療機関へ障がいの理解が進むことで受診の際の不安軽減やトラブルの回避につながる」という意見をいただいております。今後の取り組みといた</p>
-------	--

しましては、「障がいに対する理解の促進を図るため、広報誌やホームページ及びSNS等を通じて、広く町民に対し周知活動を継続していく。また障がいのある人の生活に深く関わりを持つ施設等に的を絞った周知を行うなど、より効果的な周知が行えるように努める」という形で継続とさせていただきます。

時間の都合上、これ以降の説明については、評価が「やや遅れている」となっている内容について話をさせていただきたいと思います。

まず、基本目標3、施策分野3、具体の施策①多様な住まいの確保となります。内部評価、外部評価とも、「やや遅れている」となっています。評価の内容は、「グループホームの数は増えているが、アパート型や日中支援型のホームがない。また、強度行動障がい者、医療的ケアのある方等、専門的な支援に対応できるグループホームが少ないため本人が住まいを選択できる状況にない。町内のみのグループホームでは、利用者のニーズに応えられていない。グループホームの備品購入費の一部の助成と住宅設備改修助成事業のみ記載されており、その他居住サポート事業等の取り組みが進捗状況の中から読み取れない」という意見をいただいております。

今後の取り組みといたしましては、「新規の設置につながるよう、グループホームの新規設置に対する備品購入費の助成を含め各種制度の説明を行う。居住サポート事業について周知を行っていく」とする形での継続とさせていただきます。

次に、基本目標3、施策分野3、具体の施策③災害時の障がい者支援体制の整備となります。内部評価、外部評価ともに、「やや遅れている」となっています。評価の内容は、「サービス等利用計画と災害時の要支援者名簿の方への支援を連動させていく必要がある。災害時の支援体制整備として福祉課及び委託相談事業所と町民安全課との協議体の設置が必要と感じる。要支援者名簿や支援プランを知らなかったり、プランが更新されていなかったりで、防災計画が活かされていない。要支援者を正確に把握するためにも計画の周知が必要。福祉避難所の提携先が他市なので受け入れに不安があるため、町内に福祉避難所が必要。名簿や避難計画の整備も必要かもしれないが、普段から近隣住民との交流を持つことが活かされると思う」という意見をいただいております。

今後の取り組みといたしましては、「新たな施設などと引き続き、災害時の協定の締結に向け、取り組んでいく。要支援者の把握をするため引き続き周知をしていくとともに、支援プランに変更事項がある際は更新するよう周知を検討する」とし、重点化とさせていただきます。

次に、基本目標5、施策分野6、具体の施策②雇用啓発事業の充実となります。内部評価、外部評価ともに、「やや遅れている」となっています。

評価の内容は、「企業には奨励金のみではなく、雇用にあたっての事情等の聞き取りが必要。企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発まで行われていない」という意見をいただいています。今後の取り組みといたしまして、「労政部局である産業振興課と、福祉部局である福祉課が連携して、企業訪問の際等に障がい者理解と障がい者雇用に関する啓発に努め、また基幹相談支援事業所と福祉課による特例子会社訪問を実施し、情報収集等も併せて行う」ものとして、重点化としました。

次に、基本目標5、施策分野6、具体の施策⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進となります。内部評価、外部評価ともに、「やや遅れている」となっています。評価の内容は、「町役場での職場体験は毎年実施されている。企業については、障がい者雇用に対する聞き取り等が必要。町内企業の実習の機会提供が進んでいない。雇用啓発と合わせて、障がいの理解啓発を進めて欲しい」という意見をいただいています。今後の取り組みといたしまして、「総合図書館や役場における職場体験を継続して実施するほか、町内企業への理解促進や職場体験の拡大、またそれに向けての啓発についても検討を進める。また、基幹相談支援事業所と福祉課による特例子会社訪問を実施し、雇用の促進などに努める」として重点化としています。

次に、基本目標5、施策分野7、具体の施策②コミュニケーション手段の確保となります。内部評価、外部評価ともに、「やや遅れている」。評価の内容は、「町役場や病院、公共施設などにタブレットが利用出来るよう、Wi-Fiが使えるようにしてほしい。町民センター3階で手話講習会を行う際、Wi-Fiが使えないのでタブレットが使えない。コミュニケーションボードの活用について、より周知や働きかけが必要だと思う。広域避難所の他、公共施設、医療機関、コンビニなど人が集まる場所にコミュニケーションボードの設置が必要。以前ボランティアが届けてくれていた選挙公報の点字版が無くなった」とのご意見があります。

今後の取り組みといたしまして、「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保・普及のため、広域避難所へのコミュニケーション支援ボードの設置等を進めていくほか、企画展示などを活かし、コミュニケーション手段の周知についても引き続き取り組む」として、重点化としています。

次に、基本目標5、施策分野7、具体の施策③福祉マップの配布・活用となります。内部評価、外部評価ともに、「やや遅れている」。評価の内容は、「福祉マップはあまり知られていない。さらに周知が必要。広報さむかわで掲示したらどうか。ポスター的に掲示できる場所があればよいと思う。福祉マップは障がい者だけでなく、高齢者など社会的にチャレンジ

が必要な方にも有効。ホームページで公開しているが、他の活用が実施されていない。また、内容の更新についても対応が必要」とのご意見をいただいております。今後の取り組みについて、「障がい福祉マップの周知や活用方法等については、障がい分野のみに限定することなく、幅広い視点で検討を進めていく。また、地域の施設などを有効に利用できるよう、マップの内容について、随時更新を継続して行う」として重点化とさせていただきます。

そのほかについては、継続して取り組みを進めていきたいと思っております。説明は以上です。

会 長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

(質問なし)

内容も沢山あるので何かありましたら意見用紙にまとめていただけたらと思います。引き続き、事務局より説明をお願いします。

事務局：第6次障がい者計画・第7期寒川町障がい福祉計画・第3期寒川町障がい児福祉計画の策定についての説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。まず初めに、計画全体のことについて話をさせていただきます。

それぞれの計画は法律等で規定があります。

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定されている障がい者のための施策に関する基本的な計画で「市町村障害者計画」として策定するものとなっております。

寒川町においては、国の「障害者基本計画」、「国による基本指針」、「神奈川県障害者計画」を踏まえ、本町における障がい者施策に関する基本的な指針を定めるものです。

次に、障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害者福祉サービス等提供体制の確保、必要なサービスの見込み量の確保のための方策等の内容を定めるものとなっております。

次に、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20条、第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項を各年度における指定通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等の内容を定めるものです。

今回の新たな計画の方向性になりますが、現行の計画を引き継ぎ、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念に基づき改定を行います。

寒川町における障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、3つの計画を一体的に策定しております。昨年12月の総合支援法

の改正の見直しにあたっては、障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり、社会の変化等に伴う障がい児、障がい者のニーズへのきめ細やかな対応、持続可能で障がい者福祉サービス等の実現、この3つの柱を基に整理をされ、当事者がどのように暮らし、どのように働きたいのか等、障がい者本人の願いをできる限り実現していけるよう、意思決定の支援を配慮しながら支援の充実を図っていき、当事者の目線を大事に、当事者を中心としての取り組み、地域住民の障がいの理解を促進していくことが重要であろうという基本的な考えを基に法改正がなされました。

この法改正にもあるように今回の計画においては、地域生活への移行と相談体制の強化、障がい児のサービス提供体制の充実、支援の体制、障がい者就労のさらなる促進、地域課題の抽出及び解決に向けて地域全体で考え支える仕組み作りの推進等について重点を置き検討しております。

次に計画の期間です。計画の期間については、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。計画策定にあたっては、障がいのある当事者およびその家族、福祉団体、公募の市民等などで構成される委員会である地域自立支援協議会の意見を聴取しながら検討していきます。町民からの意見の反映等については、町のホームページ等により計画策定の検討状況等を公表するとともに、パブリックコメントにて町民の意見を募集し反映していきます。地域自立支援協議会の意見に即して計画素案を作成後、町民意見募集前に報告を行い、町民の意見を反映後も報告を行っていきます。その後、神奈川県に対し計画素案についての意見照会を行うとともに、計画について承認をもらいます。

次に、国の基本方針等について説明をさせていただきます。今回の国の基本方針等については、昨年12月の総合支援法で改正された内容が反映されています。基本方針等の中での成果目標の数値目標は令和8年度末時点のとなっています。また、その中で新規に設定された項目は、先ほどもお伝えしたように、地域で生活できる体制等について示されています。

新規項目についてご説明をさせていただきます。

「(3) 地域生活支援の充実」のうち、「強度行動障害を有する者への支援体制の充実」として、強度行動障害を有する方について地域の支援体制の整備を推進していくこと。が新設されております。

2つ目は、「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」の「就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標値」として、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が示されています。

3つ目は、都道府県等が就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を進めていくため、協議会を設けた取

り組みを進めていくことが示されています。

4つ目は、「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」のうち、「重症心身障害児・医療的ケア児への支援」として都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、支援を総合調整するコーディネーターの配置、「障害児入所施設からの円滑な移行調整」として、子どもから大人への移行について、都道府県等は円滑に行えるように移行調整に係る協議の場の設置を行うように示されています。

5つ目は、「(6) 相談支援体制の充実・強化等」のうち、「相談支援体制の充実・強化等に関する目標値」として、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービスに係ることについての取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要なことを協議する場の確保」について示されています。

国から示された基本方針等、今回の計画の改定に関する全体的なご説明については以上となります。

事務局：引き続き、第6次障がい者計画の体系案についての説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

国の基本方針等について、先ほど資料2において説明がありました。

基本指針の見直しの主なもののひとつ、地域生活への移行と相談体制の強化については、施策の体系の基本目標2、地域におけるサービスの充実、施策分野の2の生活支援、主に、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援のため、具体的な施策の②地域生活支援拠点等の機能の充実の施策内容に反映していきます。

障がい児のサービス提供の構築については、施策の体系の基本目標4、助け合い・支えあいのあるまちづくりに、施策分野4の教育育成、主に市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援をするため、具体的な施策の③障がい児通所支援等福祉サービスに反映していきます。

障がい者就労のさらなる促進については、施策体系の基本目標5、障がいのある人の自立支援の促進、施策分野の6、主に地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や関係機関との共有及び取り組みのため、具体的施策の④福祉的就労の充実と就労定着に向けた支援に反映していきます。

発達障がい者（児）支援の体制づくりの構築については、施策の体系の基本目標4、助け合い・支えあいのあるまちづくりに、施策分野4の教育・育成、主に市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実のため、具体的な施策の②障がい児等及び家族等への支援の充実に反映していきます。

その他、紹介していない他の部分の改正内容についても、ひとつひとつ現

計画にどのように反映するかを考えたうえで、それぞれ具体的な施策の詳細部分に記載するとし、資料3の案を提案させていただきました。具体的な体系案については以上となります。

会 長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

(質問なし)

会 長：引き続き、事務局より説明をお願いします。

事務局：寒川町障がい者福祉計画策定に係る統計資料を説明いたします。資料4をご覧ください。

令和3年度から令和5年度の間に身体障がい者数は減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあることがわかります。

2枚目からは障がい福祉サービスの種類ごとに計画と実績の数値が載っています。令和3年度、令和4年度の数値につきましては、年度末である3月実績の数値が載っておりまして、令和5年度は直近の6月実績の数字となります。

重度訪問介護につきましては、計画と実績に大きな差が生じていますが、こちらは1人の利用時間数が月に150時間を超えている方が複数いるため、時間数に大きな差が生じております。

次のページからは、就労継続支援や短期入所などの日中サービスや、児童向けサービス等の利用者数が載っています。そのほとんどのものが、利用者数が年々増加しております。

児童発達支援につきましては、令和5年度のみ人数が減少しているのですが、こちらは6月という年度あたりの数字であり、年度末に向けて増えていく見込みです。

資料4の最後に、社会参加支援事業が載っています。こちらは毎年行っている卓球教室や神奈川県 of 障がいスポーツ大会の参加人数を記載しています。コロナ禍ということもあり開催数が減っていることから人数も減少しております。

このような状況を踏まえて、令和6年度からの継続値を算出していきます。以上です。

会 長：ただ今のところまでで、何か質問などありますでしょうか。

(質問なし)

会 長：それでは引き続き説明をお願いします。

事務局：資料5について説明いたします。

こちらは、団体等から聞き取りをさせていただいた意見をまとめたものとなります。協力団体については、資料5の右上に記載してあります寒川町聴覚障害者協会、寒川町手をつなぐ育成会、寒川町視覚障害者福祉協会、茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会の4団体のほか、自立支援協議会委員

にご協力いただき、肢体不自由の方々の意見を聴取しております。また、子育ての悩みや様々な情報交換を気軽に話し合える場を設けている親子の会の勉強会に参加する機会がありましたので、この時にも意見を聴取しております。それでは、いただいた意見を5つに分けて整理しましたので、一つずつみていこうと思います。まず生活の状況について、日々の暮らしの中で困っていることはありますかという設問に対しては、「ガイドヘルパーが不足している。町の情報が足りない。ゴミの出し方、分け方がわからない。」といった意見をいただきました。これに対し、課題として、ヘルパーの不足、障がい特性に応じた情報提供、生活をする上で様々な支援が必要ということで生活支援と、3つの課題として捉えてみました。そして次回の会議時に、これらの課題を計画にどのように盛り込めるか、次期計画時での対応すべき施策として示していければと考えております。

次の、生活の状況について、地域での暮らしの中で困っていることはありますかという設問では、例えば「町内会の役員に自治会を辞めたらどうかと言われた。火事の際に情報をもらえなかった。発熱外来では手話通訳が付けられなかったため会話に困った。駅の無人化、ワンマン運行などが進む中、単独行動がしにくくなっている。」との意見をいただきました。これに対し、障がいに対する理解、災害時の支援、コミュニケーション手段の確保、移動支援についてと、4つの課題にまとめてみました。

続きまして、障がい福祉サービスについて、サービスを利用する際に困っていることはありますかという設問では、「町内にショートステイ先がない。移動支援が通勤通学に使えない。通院介助を利用して助かっているけれど、急に通院したいときに確保できない。相談支援事業所が足りない。」との意見をいただいております。課題としては、施設の不足、移動支援について、ヘルパーの不足、相談支援の不足として課題をあげております。

障がい福祉サービスを利用して良かった点を伺ったところ、入浴介助がとても助かっているという意見をいただきました。併せて改善してほしい点はあるかとの質問には、「町内にグループホームが欲しい。特に女性が入れるホームが欲しい。日中支援をしてくれるホームが欲しい。町から家賃補助を出して欲しい。移動支援については、家が起点になっているので違う所からも対応して欲しい。子どもの計画相談を受けてもらえない。」との意見があり、こちらも課題として、グループホームの確保、家賃補助について、移動支援について、相談支援の充実ということで課題をまとめております。

最後にその他の意見としてまとめたものとなりますが、「道路の段差や側溝のふたがでこぼこしていて車いすが押しづらい。公共施設、商業施設の

障がい者トイレにベッドを設置してほしい。親亡き後に備え制度の仕組みなどもっと身近に相談できる場所を周知してほしい。福祉避難所の新設。ホームをつくる際に備品の助成だけでなく、積極的な働きかけができないか。」などの意見をいただいております、こちらも課題として、道路の整備、公共トイレ内の整備、障がい者への配慮、親亡き後の生活について、公共施設について、福祉避難所の設置、福祉施設の誘致と、7つの課題にまとめています。

これらについて、計画の中に具体的な取り組みとしてはうたえない部分もあるかと思いますが、次回の会議でどのあたりに今回の意見・課題を盛り込めるか等お示ししていけたらと思っております。説明は以上です。

会 長：ただ今の報告で、何かありますでしょうか。

委 員：聴取されている団体に精神障がいの方の団体が入っていないように感じますが、精神障がい者の意見はどのように反映されているのでしょうか。そのあたりをどのように盛り込んでいくのか、伺えたらと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。確かに精神障がいの方の団体がいないため、団体から意見をうかがえていなかったのが現状になります。団体からの意見とともに、アンケート結果も参考にさせていただき、計画に反映していきたいと思っております。今回の改定ではアンケートを重視してまいります。今後、どのように精神障がいの方の意見を取り込んでいくかについては、委員にもご相談させていただきながら進めていきたいと思います。

委 員：障がい特性により抜け落ちてしまうというあたりが、町の中でも課題がないということ自体が町としての課題なのではないかと思います。発展した話になりますが、協議会の中で委員の任期が2年で変わることは、福祉計画策定で2年3年が経過する中、ここで出てきた課題が経過の中で継承されていかなことが懸念されます。課題が継承され、継続して検討されていくことが大事なのだと思います。

会 長：ありがとうございます。他にございますか。

オブザーバー：意見ではなく情報提供です。今年度より神奈川県が相談支援事業所開設促進事業を始めまして、湘南東部地区はこの8月8日に、藤沢市の合同庁舎で開設促進事業のセミナーを開催しています。ただ、このエリアの事業所がひとつしか来てなくて、それ以外は他市の参加者でした。

その2週間ほど前、令和4年度の各市町村のサービス等利用計画のセルフプラン率や相談支援専門員の兼務率が出てきています。

この湘南東部地区は、圧倒的にセルフ率の高いエリアになっております。寒川町のことでいえば、相談支援事業所がすまいる、ゆいっとと2事業所ありますが、計画相談支援事業所もこの2か所が担っております。相談支援事業所が設置されている市町村の中で100パーセントの兼務率はこの

寒川町だけという状況にありました。それが良いかどうかは置いておいたとしても、なかなか計画相談が付かないという状況の要因としては専任が居ないというのも背景にあるでしょうし、町の事業所の経過もあるのかと思います。以上です。

事務局：今の相談体制の強化というところは寒川町の重要な課題として考えております。相談支援強化は次期計画にも載せていく認識でおります。委託相談と計画相談の事業所が100パーセント被っている状況の中で、計画相談がみなさんのもとに行き届いていないのは、こちらとしても大きな課題として捉えています。次期計画にはその辺の評価なり改善を目指していきけるように、実状にあった計画策定にしていきたいと思います。みなさまのご協力、よろしく願いいたします。

会長：その他、なにかありますでしょうか。

事務局：（2）の寒川町障がい者福祉計画についての次第には載せていないのですが、当日資料の中に、寒川町障がい者福祉計画見直しのアンケート調査の結果報告書があります。こちらを説明させていただきます。

寒川町障がい者アンケート集計をご覧ください。前回お配りした速報値から難病患者の方を対象として回答されたものと、意見詳細をまとめたものを追加しました。また、回答期限から遅れて届いた1通の回答を加えました。難病患者の方に対するアンケートにつきまして、茅ヶ崎市保健所保健予防課のご協力のもと、実施することができました。ありがとうございます。配布数36通に対し、3通の回答がありました。全体の1,036通に対しまして、488通の回答となり、回収率47.1%となりました。アンケートの結果の後ろにある、意見詳細について、84ページから掲載させていただいております。項目別では、生活支援・保健医療・障がい福祉サービスに関する内容が最も多くありました。

ご意見の中で特に気になった内容をピックアップしたいと思います。91ページをご覧ください。54番の15歳男性、身体と療育手帳をお持ちの方で、ご意見の内容からすると親御さんからの意見だと思います。子供の将来のため、健常児に近づけるよう育てるが、本人と親の努力だけではどうにもならない。地域生活をするために、多様性を認め合う世の中をつくり、障がいの特徴や理解のある、障がいの特性を活かした、障がい者等への支援や地域のニーズの対応などを次期計画に反映していきたいと思えます。そのほか、次期計画に反映できるものは取り入れていきたいと考えております。説明は以上となります。

会長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

委員：現在、ゆいっとでも不登校のお子さんだったり、学校という環境が合わないなど、ニーズが多様化していると感じています。そのあたり、町の中で

居場所などを施策という形で反映させていただければと、相談支援事業所として感じております。

事務局：ありがとうございます。ぜひ次の協議会に計画案として出させていただきます。よろしく願いいたします。

会 長：他に意見ございますでしょうか？そのほかよろしいでしょうか？

それですべての議事が終了いたしました。委員の皆様には、この場をかりてお礼申し上げます。最後に「3その他」に移ります。寒川町障害者等のためのSOSネットワーク事業について、事務局からお願いいたします。

### (3) その他

事務局：寒川町障害者等のためのSOSネットワーク事業についての説明をさせていただきます。資料6をご覧ください。このSOSネットワークとは、障がいのある方が行方不明になった際、早期発見できるように関係機関である茅ヶ崎警察、民生委員児童委員、障がい者相談支援事業者、社会福祉協議会などと連携をとり、障がい者ご本人の安全ならびにご家族の安心を支えるための事業です。あらかじめ、別添の届出による登録が必要となりますが、登録及び検索に要する費用負担はありません。万が一のために登録されることをお勧めしています。これを機会に委員の皆様から関係のあるご家族の方などにお知らせしていただくと幸いです。また、9月号の広報に掲載する予定です。令和3年から登録者数が18件のままとなっております。委員のみなさまにもご協力いただければと考えております。説明は以上となります。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

(質問なし)

会 長：その他、情報提供等がある方はいらっしゃいますか。

委 員：情報提供ではないのですが、みなさんにもお伝えしたくお話をさせていただきます。健康管理センターのことですが、老朽化が進んでおり、この猛暑の中、エアコンの故障などもあったそうです。

健康管理センターは小さなお子さんや、障がいのある方、高齢の方など利用されることが多いので、地震などが起きた際には危険なので、早急な対応をお願いしたいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。健康管理センターの老朽化については、町の議会でも数多くの意見をいただいております。町としても考えはあるのですが、少なくとも現状ある建物の機能は守りつつ、更新を念頭に見据えていきたいと思っています。具体については今は言えないのですが、承知はしておりますので、よろしく願いいたします。

委 員：よろしく願いいたします。もう一点、これは情報なのですが、今日の深夜1時から、虐待報道のあった中井やまゆり園の再生事業を特集した番組が放送されます。地域で受け入れ先のない強度行動障害の方を受け入れて

いる施設です。どのように再生していくのか心に迫る内容なので、よろしければぜひご覧になってみてください。NHK e プラスです。見逃し配信でも見られます。

委員：資料6の SOS ネットワークで、町長が特に必要と認める者とはどういう者なのでしょうか？

事務局：過去にあった事例で、捜索からでなく、身元不明の方が町内で保護された際、行方不明者として通報等がされていないか、この制度を活用して確認したということがあります。ですので、そういう意味で町長が認める者ということで、考えられるケースとすればそうしたものになるかと思えます。ご理解いただければと思います。

会長：その他、情報提供等がある方はいらっしゃいますか。

事務局：事務局から2点ほどお知らせいたします。

当日配布でお配りした町内新設事業所についての情報提供です。

こちらは、「障がい福祉情報かながわ」というサイトから打ち出した情報となります。県の情報が正確に反映されているサイトになります。

7月から「いちごケアサービス」が倉見で事業所をオープンしております。放課後デイサービスについては、先日お配りしたガイドブックにも情報は掲載しているのですが、新たな情報として「ぷちらんど寒川」が令和5年4月に一之宮で開設しています。また、「おひさまアカデミー」は、ももとは茅ヶ崎市で開設していた事業所ですが、令和5年7月に寒川駅前に移転しています。新たな事業所については、今後も自立支援協議会で情報提供していきたいと思えます。

2点目は、9/23の手話言語の国際デーについてです。この啓発として、役場の正面入り口にて青いライトアップをする予定になっています。

具体的には9月19日から22日、役場の正面玄関入り口、内側にはなるのですが、来庁された方へ啓発ができればと思っています。

9月21日が次回の協議会ですので、来られる際に見ていただければ思い情報提供させていただきました。以上です。

事務局：続いて、次回会議の日程、及び意見用紙の件でお知らせいたします。

次回の会議の日程は、次第にございますとおり、9月21日木曜日、午後1時より、場所は同じく、寒川町民センター1階の展示室1となります。開催通知と会議資料につきましてはまた郵送いたしますが、あらかじめご了承ください。

意見用紙につきましては、8月28日月曜日までに、福祉課まで提出をお願いします。メールで提出いただく場合、本文にそのまま打っていただく形で構いませんが、どの議題に関するご意見なのかわかるような形で提出をお願いいたします。以上です、よろしく願いいたします。

会長：その他、情報提供等がある方はいらっしゃいますか。

(その他なし)

	<p>それでは、閉会の言葉を副会長からお願いいたします。</p> <p><u>3. 閉会</u></p> <p>副会長：長時間の会議お疲れ様でした。</p> <p>たくさんの委員の皆さんからの意見や情報、お声が伺えましたこと、福祉課のみなさんが多くの資料で課題整理や、次期計画への見通しが付くよう道筋が出来上がってきていること、私自身も勉強になりました。</p> <p>事前に送られたシートの中に各団体から聴取された意見というところにご本人や家族の言葉が載っています。当日配布の中にも生の声が載っているとのこと、そして速報値のアンケート結果からも、これだけ大きな計画づくりに自立支援協議会として皆さんがかかわってくださっているわけですが、この意見の中でも見えてくるものもあるかと思ひます。これだけ多くの委員さんがいろんな団体さんから出してくださっているの、ここで述べられた意見の一つ一つに無関心でいかないように受け止めていきたいと思ひます。お疲れ様でした。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
配付資料	<p>資料1 寒川町障がい者福祉計画進捗管理シート</p> <p>資料2 第6次障がい者計画・第7期寒川町障がい福祉計画・第3期寒川町障がい児福祉計画の策定について</p> <p>資料3 第6次障がい者計画の施策の体系案について</p> <p>資料4 寒川町障がい者福祉計画策定に係る統計資料（速報値）</p> <p>資料5 福祉団体等より寄せられたご意見と課題の整理 について</p> <p>資料6 寒川町障害者等のためのSOSネットワーク事業実施要綱</p> <p>当日配布 寒川町障がい者アンケート集計</p> <p>令和5年度第1回寒川町地域自立支援協議会 議事録</p> <p>令和5年度第1回寒川町地域自立支援協議会における質疑・意見集約表</p> <p>質疑・意見用紙</p> <p>町内新設事業所についての情報提供</p>		
議事録承認委員及び議事録確定年月日	<p>守村妙子委員、大西洋子委員</p> <p>（令和5年9月15日確定）</p>		